**【業務提携代表者が単体企業の場合】**

**業務提携届出書**

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物管理業務  事業者  （業務提携代表者） | 商号又は名称： |
| 廃棄物  処分業者 | 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |
| 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |
| 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |
| 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |
| 廃棄物  収集運搬業者 | 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |
| 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |
| 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |
| 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |

　※産業廃棄物の種類は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に則ること。

　※必要に応じて枠を増減して記載して下さい。

上記の廃棄物管理業務事業者、廃棄物処分業者及び廃棄物収集運搬業者（以下「業務提携者」という。）は、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）が発注する**2025年日本国際博覧会　廃棄物管理及び廃棄物収集運搬処分業務**に係る企画及び協賛提案に参加するにあたり、次の通り業務を提携する。

第１条　上記の業務を受託した場合、業務提携者は、各社が協会と協会の指定する時期に契約を締結するとともに、連絡調整、連絡等を図りながら、法令等に基づき適正に業務を遂行するものとする。

第２条　処分業者及び収集運搬業者（以下「収集運搬処分業者」という。）は、協会の判断により廃棄物の分別区分や処理方法を変更する場合があり、それより協会が契約締結を行わない可能性があることに留意し、契約締結を行わないことについて協会は一切の責めを負わないものとすることに合意する。

第３条　収集運搬処分業者が、収集運搬処分業者の責により協会と契約を締結しない又はすることができなくなった場合、業務提携代表者は当該収集運搬処分業者の担当する業務を履行できる代わりの事業者（以下「代替事業者」という。）を選任し、協会の承諾を得た上で業務提携しなければならない。なおこの際、業務提携代表者は、企画提案時に協会に提出する「単価内訳書」に記載の当該業務に係る単価を超えない単価で、代替事業者と協会が契約できるように調整するよう努めなければならない。

第４条　協会と契約締結に至った場合、処分業者及び収集運搬業者は企画提案時に協会に提出する「単価内訳書」に記載の単価をもって、それぞれが、協会と契約するものとする。

第５条　業務提携の期間は、**業務提携締結の日から2025年10月31日まで**とする。

第６条　業務提携者が処分・収集運搬する産業廃棄物は上表の通りとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第１項及び第６項の規定に基づく収集運搬業務及び処分業務の許可の写しを添付する。

第７条　協会が発注する業務への参加に必要な資格等について、別紙のとおり業務提携者で確認する。

第８条　業務提携に必要なその他の条件については、業務提携者の間で別途定めるものとする。

この業務提携の成立を証するため、本書作成し、業務提携者は各自保有するとともに、協会へ提出するものとする

２０２３年　　月　　日

　　　　　　　（廃棄物管理業務事業者）

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　（廃棄物処分業者）

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

（廃棄物収集運搬業者）

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

※本書の記名欄については、押印不要です。

**【業務提携代表者が共同企業体の場合】**

**業務提携届出書**

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物管理業務  事業者  （業務提携代表者） | 共同企業体名称： |
| （共同企業体代表構成員）  商号又は名称： |
| （共同企業体構成員）  商号又は名称： |
| 廃棄物  処分業者 | 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |
| 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |
| 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |
| 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |
| 廃棄物  収集運搬業者 | 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |
| 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |
| 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |
| 商号又は名称：  産業廃棄物の種類：  廃棄物の分別区分： |

　※産業廃棄物の種類は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に則ること。

　※必要に応じて枠を増減して記載して下さい。

上記の廃棄物管理業務事業者、廃棄物処分業者及び廃棄物収集運搬業者（以下「業務提携者」という。）は、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）が発注する**2025年日本国際博覧会　廃棄物管理及び廃棄物収集運搬処分業務**に係る企画及び協賛提案に参加するにあたり、次の通り業務を提携する。

第１条　上記の業務を受託した場合、業務提携者は、各社が協会と契約を締結するとともに、連絡調整、連絡等を図りながら、法令等に基づき適正に業務を遂行するものとする。

第２条　処分業者及び収集運搬業者（以下「収集運搬処分業者」という。）は、協会の判断により廃棄物の分別区分や処理方法を変更する場合があり、それより協会が契約締結を行わない可能性があることに留意し、契約締結を行わないことについて協会は一切の責めを負わないものとすることに合意する。

第３条　収集運搬処分業者が、収集運搬処分業者の責により協会と契約を締結しない又はすることができなくなった場合、業務提携代表者は当該収集運搬処分業者の担当する業務を履行できる代わりの事業者（以下「代替事業者」という。）を選任し、協会の承諾を得た上で業務提携しなければならない。なおこの際、業務提携代表者は、企画提案時に協会に提出する「単価内訳書」に記載の当該業務に係る単価を超えない単価で、代替事業者と協会が契約できるように調整するよう努めなければならない。

第４条　協会と契約締結に至った場合、処分業者及び収集運搬業者は企画提案時に協会に提出する「単価内訳書」に記載の単価をもって、それぞれが、協会と契約するものとする。

第５条　業務提携の期間は、**業務提携締結の日から2025年10月31日まで**とする。

第６条　業務提携者が処分・収集運搬する産業廃棄物は上表の通りとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第１項及び第６項の規定に基づく収集運搬業務及び処分業務の許可の写しを添付する。

第７条　協会が発注する業務への参加に必要な資格等について、別紙のとおり業務提携者で確認する。

第８条　業務提携に必要なその他の条件については、業務提携者の間で別途定めるものとする。

この業務提携の成立を証するため、本書作成し、業務提携者は各自保有するとともに、協会へ提出するものとする

２０２３年　　月　　日

　　　　　　　（廃棄物管理業務事業者）

　　　　　　　　　共同企業体名称

　　　　　　　　　（代表構成員）

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　（廃棄物処分業者）

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

（廃棄物収集運搬業者）

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　代表者名

※本書の記名欄については、押印不要です。